

## 料金表

本料金表は、当社の電気需給約款（低圧/湘南のでんき）（以下「本電気需給約款」といいます）に基づき、低圧で電気の供給を受け、需要場所が神奈川県内のお客さまに対して、当社が電気供給を行う場合の料金その他条件を定めたものです。

なお、本料金表および本電気需給約款に定める基本料金、電力量料金、および燃料費調整における基準単価の金額は、すべて消費税相当額を含みます。

### 1. 実施期日

本料金表は、平成 28 年 9 月 1 日より実施いたします。

### 2. 湘南のでんき電灯 B

本電気需給約款 17（湘南のでんき電灯 B）に定める湘南のでんき電灯 B における基本料金、電力量料金は以下に定める通りとします。

#### (1) 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次の通りとします。ただし、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。

契約電流 10 アンペア	280.80 円
契約電流 15 アンペア	421.20 円
契約電流 20 アンペア	561.60 円
契約電流 30 アンペア	817.13 円
契約電流 40 アンペア	1089.50 円
契約電流 50 アンペア	1361.88 円
契約電流 60 アンペア	1634.25 円

#### (2) 電力量料金

1ヶ月の電力量料金は、本電気需給約款 21（料金の算定期間）に定める当月の使用電力量により、次の通りとします。ただし、本電気需給約款 17（湘南のでんき電灯 B）(4)の記載に従い、燃料費調整額を加算、もしくは減算するものとします。

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.32 円
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25.22 円
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28.51 円

### 3. 湘南のでんき電灯 C

本電気需給約款 18（湘南のでんき電灯 C）に定める湘南のでんき電灯 C における基本料金、電力量料金は以下に定める通りとします。

#### (1) 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次の通りとします。ただし、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	272.37 円
---------------------	----------

## (2) 電力量料金

1ヶ月の電力量料金は、本電気需給約款 21 (料金の算定期間) に定める当月の使用電力量により、次の通りとします。ただし、本電気需給約款 18 (湘南のでんき電灯 C) (4) の記載に従い、燃料費調整額を加算、もしくは減算するものとします。

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.32 円
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25.22 円
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28.51 円

## 4. 湘南のでんき動力

本電気需給約款 19 (湘南のでんき動力) に定める湘南のでんき動力における基本料金、電力量料金は以下に定める通りとします。

## (1) 定義

次の言葉は、本料金表において、次の意味で使用します。

イ 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

ロ その他季

毎年 10 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの期間をいいます。

## (2) 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次の通りとします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の半額とします。また、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。

契約電力 1 キロワットにつき	1015.12 円
-----------------	-----------

## (3) 電力量料金

1ヶ月の電力量料金は、当月の検針日が夏季に属する場合には夏季料金、それ以外の場合にはその他季料金を用い、本電気需給約款 21 (料金の算定期間) に定める当月の使用電力量により、次の通りとします。ただし、本電気需給約款 19 (湘南のでんき動力) (4) の記載に従い、燃料費調整額を加算、もしくは減算するものとします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	16.76 円	15.23 円

## 5. 延滞利息に関して

本電気需給約款 26 (延滞利息) (2) に定める係数は次の通りとします。

係数	108 分の 8
----	----------